

令和7年3月分(4月納付分)から保険料率が変わります

令和7年3月分(4月納付分)から協会けんぽ長崎支部の健康保険料率と全国一律の介護保険料率が変更となります。

健康保険料率（長崎支部）

介護保険料率（全国一律）

令和7年2月分
(3月納付分まで)
10.17%



令和7年3月分
(4月納付分)から
10.41%

令和7年2月分
(3月納付分まで)
1.60%



令和7年3月分
(4月納付分)から
1.59%

※協会けんぽの健康保険料率は、都道府県支部ごとの医療費水準等に基づき決定しています。
※40歳以上64歳までの方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分(4月納付分)から健康保険料率が変更となります。

皆さまの取り組みで保険料率が変わるインセンティブ制度

インセンティブ制度とは、健康づくりに関する5つの取り組みの達成度合いに応じて協会けんぽ47都道府県支部を順位付けし、上位の15支部にインセンティブ(報奨金)が与えられ、皆さまの保険料率の引き下げにつながる制度です。

加入者の皆様に取り組んでいただきたい5つの取り組み



取り組み①

被保険者（ご本人）様は**生活習慣病予防健診**、被扶養者（ご家族）様は**特定健診**を毎年受診しましょう！

取り組み②

健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、**特定保健指導**を受けましょう！

取り組み③

日頃から健康的な生活を心がけ、生活習慣病のリスクを減らしましょう！

取り組み④

健診の結果、「要治療」・「要精密検査」の判定を受けた方は**速やかに医療機関を受診**しましょう！

取り組み⑤

医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「**ジェネリック医薬品**」の希望を伝え、**積極的に利用**しましょう！



皆様の取り組みが、健康保険料率上昇の抑制につながります。
ご協力よろしくお願いいたします。

退職後の健康保険について

74歳までの被保険者(ご本人)が退職等によりこれまでの健康保険の加入資格を喪失した場合は、ご自身で次に加入する健康保険の選択と加入の手続きが必要です。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	○退職日までに被保険者期間が 継続して2か月以上 あること ○ 退職日の翌日から20日以内 に手続きをすること (郵送の場合は 必着)	※お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	○ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たすこと ※ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	○退職前に控除されていた保険料を2倍した額 ※ただし、保険料の上限があります。 また、お住まいの都道府県と在職中に加入されていた協会けんぽ都道府県支部が異なる場合、2倍した額とならないことがあります。	○加入する世帯の人数や前年の所得等によって決まります。 ○保険料の減免制度があります。 (倒産・解雇などにより離職した場合) ○お住まいの市町村により保険料が異なります。	○被扶養者の保険料負担はありません。

※協会けんぽの任意継続の加入期間は最長2年間となります。

退職後の健康保険のお手続きは速やかに行ってくださいよう、
よろしくお願いいたします。



退職される方の保険証等の回収にご協力ください

従業員様のご退職された場合、健康保険証・資格確認書(お持ちの方のみ)を使用できるのは**退職日まで**です。
従業員様が退職された際や、扶養家族の方が扶養から外れた際には、資格喪失後の使用を防ぐため、速やかに健康保険証・資格確認書(お持ちの方のみ)を回収いただき、「被保険者資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」に添付して**5日以内に日本年金機構へ提出**してください。

退職時の保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの返却について

①保険証



令和7年12月1日までに退職した場合は、事業所を通してご返却ください。
※令和7年12月2日以降に退職した場合は、ご自身で破棄可能です。

②資格確認書 (お持ちの方のみ)



有効期限内に退職した場合は、事業所を通してご返却ください。
※有効期限が切れている場合は、ご自身で破棄可能です。

③資格情報の お知らせ



退職の際に事業所への返却は不要です。
※ご自身で破棄可能です。

